

甲州市農業委員会日程

| | | | |
|-----|---------------------|--|----------------------------------|
| 会期 | 平成 29 年 6 月 30 日(金) | | 自 午後 1 時 30 分 至 午後 3 時 00 分予定 |
| 会場 | 甲州市役所本庁舎2階 第一会議室 | | |
| 日 程 | | | |
| 1 | 会議録署名委員の指名 | | |
| 2 | 会長報告 | | |
| 3 | 議 案 | | |
| | 第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (5 件) |
| | 第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について | (4 件) |
| | 第 3 号 | 農地法第 3 条競売適格者証明願について | (1 件) |
| | 第 4 号 | 農地法第 5 条競売適格者証明願について | (1 件) |
| | 第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (利用権貸借) | (2 件) |
| | 第 6 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) | (6 件) |
| | 第 7 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について | (7 件) |
| | 第 8 号 | 甲州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の承認について | (1 件) |
| | 第 9 号 | 甲州市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の承認について | (1 件) |
| 4 | 報 告 | | |
| | 第 1 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について | (3 件) |
| 5 | その他 | | |

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成29年6月30日(金) 午後1時30分から午後2時40分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

| | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 1 坂本 忠 | 2 早川 博 | 3 窪川 哲郎 |
| 4 平山 重三 | 5 根津 信彦 | 6 |
| 7 雨宮 宏 | 8 萩原 一重 | 9 飯島 務 |
| 10 竹井 正人 | 11 長沢 光高 | 12 藤原 英一 |
| 13 南 秀岳 | 14 平山 尋文 | 15 宮原 王春 |
| 16 手塚 勲 | 17 中村 一男 | 18 萩原 勝俊 |
| 19 小佐川 武 | 20 今井 壽 | 21 雨宮 芳文 |
| 22 原 勝 | 23 佐藤 和也 | 24 丹澤 英一 |
| 25 佐藤 定之 | 26 小川 利雄 | 27 駒田 裕 |
| 28 大村 公宏 | 29 中山 仁 | 30 三科 健造 |
| 31 三森 一雄 | 32 神宮司 昭男 | 33 西矢 恵太郎 |
| 34 小池 宣弘 | 35 有賀 利隆 | 36 佐藤 充 |

1. 欠席した委員

22 原 勝

1. 本会議の会議録署名委員

25 佐藤 定之 26 小川 利雄

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

1. 会議日程 別紙

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>それではお疲れ様でございます。定刻前ではございますが皆様お揃いですので、これより総会を開催したいと思います。まず、会議に先立ちまして挨拶を交わしたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>(相互に挨拶)</p> <p>それではこれより会長に挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>(会長の挨拶)</p> <p>只今から甲州市農業委員会6月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は34名で定足数に達しております。</p> <p>本日、22番 原 勝委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、25番 佐藤 定之委員、26番 小川 利雄委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>日程2、会長報告</p> <p>6月19日、平成29年度甲州市地域農業再生協議会通常総会が市役所会議室で開催されました。6月21日、平成29年度峡東地域6次産業化推進会議が東山梨合同庁舎会議室で開催されました。6月26日、山梨県農業会議第62回通常総会が山梨県農業共済会館会議室で開催されました。</p> <p>以上であります。只今の会長報告につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、5件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p> |
| 議 長 | <p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p> |
| 11番委員 | <p>(議案第1号1番の調査報告をする)</p> |
| 議 長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を</p> |

| | |
|-------|---|
| | 求めます。 |
| 事務局 | (議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする) |
| 議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。 |
| 11番委員 | (議案第1号2番の調査報告をする) |
| 議長 | ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。 次に、議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。 |
| 事務局 | (議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする) |
| 議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。 |
| 16番委員 | (議案第1号3番の調査報告をする) |
| 議長 | ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。 次に、議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。 |
| 事務局 | (議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする) |
| 議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。 |
| 27番委員 | (議案第1号4番の調査報告をする) |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p> |
| 議 長 | <p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p> |
| 31番委員 | <p>(議案第1号5番の調査報告をする)</p> |
| 議 長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。</p> <p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、4件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第2号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p> |
| 議 長 | <p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p> |
| 4番委員 | <p>(議案第2号1番の調査報告をする)</p> |
| 議 長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に、議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第2号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p> |
| 議長 | <p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p> |
| 24番委員 | <p>(議案第2号2番の調査報告をする)</p> |
| 議長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に、議案第2号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第2号農地法第5条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p> |
| 議長 | <p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p> |
| 27番委員 | <p>(議案第2号3番の調査報告をする)</p> |
| 議長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に、議案第2号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第2号農地法第5条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p> |
| 議長 | <p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告</p> |

| | |
|-------|--|
| | をお願いいたします。 |
| 32番委員 | (議案第2号4番の調査報告をする) |
| 議長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に議案第3号農地法第3条の競売適格者証明について、1件を上程し、審議及び意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | (議案第3号1番農地法第3条競売適格者証明願についての朗読、概要の説明をする) |
| 議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。 |
| 8番委員 | (議案第3号1番の調査報告をする) |
| 議長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第3号1番については適格者として認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第3号1番については適格者として認めることに決しました。</p> <p>次に議案第4号農地法第5条の競売適格者証明について、1件を上程し、審議及び意見を求めます。議案第4号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p> |
| 事務局 | (議案第4号1番農地法第5条競売適格者証明願についての朗読、概要の説明をする) |
| 議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。 |
| 20番委員 | (議案第4号1番の調査報告をする) |
| 議長 | <p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第4号1番については適格者相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、適格者相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について2件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定2件について説明し、意見を求める）</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。 次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について6件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>（農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画6件について説明し、意見を求める）</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声多数あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第6号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。 次に、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について7件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案7件について説明し、意見を求める）</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声多数あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第7号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第7号につきましては、説明のとおり承認</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>することに決しました。</p> <p>次に議案第8号甲州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の承認について1件を上程し、審議を行います。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案第8号甲州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の承認について概要の説明をする)</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> |
| 31番委員 | <p>今、農地利用最適化推進委員に関することで説明いただいた訳ですが、この中で第2条の2項のところ(1)・(2)・(3)と推薦、募集の方法がある訳ですが、推進委員ではなくて農業委員の場合には、このへんがどのようなになっているのか、条例改正があったのか、あるいは法律にあるから必要ないのか、そのへんをお聞きしたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>31番委員のご質問にお答えいたします。一応、定数条例の施行に合わせて、農業委員さんにつきましてもこの様な規則を作らせていただいております。本日はここには持参していませんが、今の第2条に関わるところにつきましても、農業委員さんも同じ条件で募集する形になります。規則で定めさせていただきます。以上でございます。</p> |
| 31番委員 | <p>内容的に分かりました。ちょっとお聞きしたいのですが、ちょっと関心がございます。新しい農業委員会法にしまして、甲州市の先輩に当たるようなところから様子を聞きましたら、特に農業者が組織する団体等からの推薦という項目について、推薦依頼をしていないところがどうもあるようなのですが、そのことは法的に問題がないのかどうか、その市町村の定めというか、市町村の考え方で推薦の要請をしなくてよいのか否かを参考のためにお聞きしたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>三森委員のご質問にお答えいたします。私も県内のいろいろな情報等を調べさせていただいておりますが、やはり委員がおっしゃられたように市によっては、まったくそういったものを依頼していないところもあるようでございます。甲州市としましては、やはり地元の団体、JAとかですね、そういったところには当然働き掛けていきたいと考えております。以上です。</p> |
| 31番委員 | <p>先月かその前の月か、国のほうからの資料ですか、カラー刷りでいただいた資料の中を見ますと、農業団体からも推薦を受けなければならないというような表現だったような気がしているのですが、そこで私の解釈は、推薦をする・しないは別にしても、推薦依頼をするべきなんだろうと思うのですが、推薦しなかったところがあったようなので、それはその市のやり方によっていいのかな、ここで聞く内容ではないのですが、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>三森委員にご質問にお答えいたします。今、おっしゃられましたとおり、今回の法改正につきましては、委員の募集、もしくは推薦等は幅広いところから、いろんな分野から募集なり推薦をいただけないような話を国の</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ほうからも指示がございます。それに沿って甲州市としても、これを幅広く公開することによって、当然にそういう団体等に私どものほうからも、ぜひお願いしますよということ、そのへんはしていきたいと考えております。</p> |
| 議 長 | <p>議案第8号に関する事で、他に何かありますでしょうか。それでは質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第8号については説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第8号については説明のとおり承認することに決しました。 次に議案第9号甲州市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の承認について1件を上程し、審議を行います。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>（議案第9号甲州市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の承認について概要の説明をする）</p> |
| 議 長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第9号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第9号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p> |
| 事務局 | <p>すみません。只今、1枚刷りの資料を配布させていただきましたが、これが先程三森委員からお話が出ましたけれども、農業委員の選任に関する規則ということで、農業委員さんはこちらのほうを使わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について3件を報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>（合意解約の届出3件について説明する）</p> |
| 議 長 | <p>只今の報告につきまして何かご発言ございますか。特にご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。次に日程5その他、事務局から報告及び事務連絡等をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>事務局より報告及び事務連絡をする。 ・農業用施設等設置の届出3件について報告、説明する。</p> |
| 事務局 | <p>先程、後でお配りいたしました農業委員会の委員の選任に関する規則ですが、これは例規審査会に出す前の資料が配られております。大変申し訳ありません。訂正をお願いしたい箇所がありまして、「第4条（2）市が設置する他の附属機関等の委員でない者」は消していただきたいと思っております。そして「（3）の市の職員でない者」が（2）にとして繰り上がりになります。以上でございます。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 事務局からは以上ですが、何か委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。 |
| 11番委員 | 農業委員会の評価委員会についてですが、これは以前の資料ですと、もし公募とか推薦公募で定数を超える場合には「選考委員会等を設置し」というような文言がありましたけれども、この評価委員会が選考委員会に代わるものという理解でよろしいのかお聞きしたいと思います。 |
| 事務局 | 11番委員のご質問にお答えいたします。最初は選考委員という名称で呼んでいましたが、作る段階で名称を評価委員に改めさせていただきました。考え方はまったく一緒であります。 |
| 議 長 | <p>他に委員さんからご意見、ご質問等がありますか。 (発言なし)</p> <p>それでは、特にご意見、ご発言もないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。 (閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会14時40分)</p> |